

大口町告示第51号

大口町電子入札実施要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和7年3月31日

大口町長 鈴木 雅 博

大口町電子入札実施要領の一部を改正する要領

大口町電子入札実施要領（平成２０年大口町告示第１９号）の一部を次のように改正する。

第４条中第１項第３号ウ中「(オープンカウンタに限る。)」を削り、同条第２項を次のように改める。

２ 電子入札対象案件は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務のうち、設計金額が２００万円を超え、大口町業者指名審査会が決定したもの
- (2) 物品等のうち、執行予定額が１５０万円を超え、大口町業者指名審査会が決定したもの
- (3) 物品等のうち、執行予定額が１５０万円以下で、総務部行政課にて決定したもの

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

大口町公共工事の施行に関する事務の取扱要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(電子入札の対象) 第4条 略 (1)・(2) 略 (3) 物品等 ア 制限付一般競争入札 イ 指名競争入札 ウ 随意契約	(電子入札の対象) 第4条 略 (1)・(2) 略 (3) 物品等 ア 制限付一般競争入札 イ 指名競争入札 ウ 随意契約 <u>(オープンカウンタに限る。)</u>
2 <u>電子入札対象案件は、次のとおりとする。</u> (1) <u>建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務のうち、設計金額が200万円を超え、大口町業者指名審査会が決定したもの</u> (2) <u>物品等のうち、執行予定額が150万円を超え、大口町業者指名審査会が決定したもの</u> (3) <u>物品等のうち、執行予定額が150万円以下で、総務部行政課にて決定したもの</u>	2 <u>電子入札対象案件は、設計金額130万円以上で競争入札により実施する建設工事、設計・測量・建設コンサルタント等業務及び予定価格80万円以上の物品等のうち、大口町業者指名審査会が決定したものとする。ただし、物品等の随意契約の電子入札対象案件については、総務部行政課にて決定したものとする。</u>